

改正

令和 5 年 3 月 7 日鋸南町規則第 6 号

鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例（平成26年鋸南町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録名称)

第 2 条 条例第 2 条に定める交流施設の名称のほか、必要に応じて次の登録名称を利用することができる。

道の駅 保田小学校

(開館日及び開館時間)

第 3 条 条例第 5 条の規則で定める交流施設の開館日は、年間を通し毎日とし、開館時間については、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、次の各号に掲げる施設については、午前 0 時から午後12時までとする。

- (1) 簡易宿泊施設
- (2) 公衆便所
- (3) 駐車場
- (4) 待合所
- (5) キャンピングカーサイト

2 前項の規定にかかわらず、条例第 6 条の規定により交流施設の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の申請)

第 4 条 条例第12条第 1 項の規定により、条例第 4 条第 1 号から第 5 号までに掲げる施設（施設を占有する場合に限る。）の利用の許可を受けようとする者は、鋸南町都市交流施設利用許可申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書の写し（非法人にあっては代表者の住民票及び身分証明書の写し）
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

- (3) 印鑑証明書
- (4) 事業計画を記載した書類
- (5) 国税及び地方税の納税証明書
- (6) 経営状況、業務実績を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要がないと認めたときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(利用の許可)

第5条 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により利用を許可したときは鋸南町都市交流施設利用許可書（第2号様式）を交付し、許可しないときは鋸南町都市交流施設利用不許可通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(利用許可の期間)

第6条 条例第12条第2項に規定する利用許可の期間は、次のとおりとする。ただし、当該利用許可の期間は、更新することができる。

- (1) 条例第4条第1号に掲げる施設 1年以内
- (2) 条例第4条第2号から第5号までに掲げる施設 3年以内

(利用料金の承認の手続)

第7条 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、鋸南町都市交流施設利用料金承認申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、利用料金の承認をしたときは、鋸南町都市交流施設利用料金承認書（第5号様式）を指定管理者に交付する。

(利用料金の下限額)

第8条 条例別表の町規則で定める額は、条例第12条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「占有利用者」という。）が占有する面積に応じ、鋸南町使用料条例（昭和58年鋸南町条例第15号。以下「使用料条例」という。）第2条第1項の規定に基づき算出した額とする。

(占有利用者の費用負担)

第9条 条例第14条の規定により占有利用者に負担させることができる費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気、通信、燃料及び水道に係る費用
- (2) 廃棄物等の処理に要する費用

- (3) 前2号に掲げるもののほか、共用部分の維持管理に要する費用
- (4) 施設の広告宣伝及び販売促進に要する費用
- (5) 前4号に掲げるもののほか、占有利用者が負担することが適当であると認められる費用
(利用料金の減免の基準)

第10条 条例第15条に規定する利用料金を減免し、又は免除することのできる基準は、使用料条例第4条第2項の規定による。

(利用料金の還付の基準)

第11条 条例第16条ただし書に規定する利用料金を還付することができる基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者が自己の責任によらない理由により利用することができないとき 既納の利用料金の全額
- (2) その他町長が特に必要があると認めるとき 既納の利用料金のうち町長が定める額
(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (令和5年3月7日鋸南町規則第6号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

鋸南町都市交流施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申 請 者	団体名 氏名（代表者名） 住所 電話番号
責 任 者	氏名 ※申請者と異なる場合に記入してください。

鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり利用許可を申請します。

利用目的	
利用期間	
利用施設	
※ 利用料金	
その他必要な事項	

（注）※のある欄は記入しないでください。

（添付書類）

- ☐ 登記事項証明書の写し（非法人にあっては代表者の住民票及び身分証明書の写し）
- ☐ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ☐ 印鑑証明書
- ☐ 事業計画を記載した書類
- ☐ 国税及び地方税の納税証明書
- ☐ 経営状況、業務実績を記載した書類

第 2 号様式（第 5 条関係）

鋸南町都市交流施設利用許可書

年 月 日

申請者	団体名 氏名（代表者名）
-----	-----------------

様

指定管理者 

年 月 日付で申請のあった鋸南町都市交流施設の利用については、次のとおり許可します。

利用目的	
利用期間	
利用施設	
利用料金	
その他必要な事項	

鋸南町都市交流施設利用不許可通知書

年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付で申請のあった鋸南町都市交流施設の利用許可については、下記の理由により不許可となりましたので通知します。

記

理 由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鋸南町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消
しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

鋸南町都市交流施設利用料金承認申請書

年 月 日

鋸南町長 様

所在地

指定管理者 名 称

代表者氏名

印

鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定により、利用料金を下記のとおり設定したいので、申請します。

記

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から

第5号様式（第7条関係）

鋸南町都市交流施設利用料金承認書

年 月 日

所在地
指定管理者 名 称
代表者氏名 様

鋸南町長 ⑩

年 月 日付で申請のあった利用料金について、鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 利用料金の種別及び額

2 適用年月日

年 月 日から